

栃木県ゴルフ連盟 ジュニア育成委員会 会則

(名称)

第1条 本会は栃木県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会（以下本会という）という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を宇都宮市に置く。

(目的)

第3条 本会は栃木県ゴルフ連盟会則第3条に基づき、青少年にスポーツを通してゴルフ技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全なジュニアゴルファーを育成すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) ゴルフ教室等の開催
(2) 研修会及び講習会
(3) 会員相互の交流に関する事業
(4) その他、本会の目的を達成するために必要な諸事業の企画・活動

(運営)

第5条 栃木県ゴルフ連盟分科委員会における、本会が行う。

(管理)

第6条 栃木県ゴルフ連盟分科委員会における、本会が行う。

(会員資格)

第7条 栃木県在住の小学1年生から高校3年生の18歳までの男女とする。

(入会金および年会費)

第8条 入会金 1,000円、年会費 1,200円とする。

(入会)

第9条 入会申込みは、親権者（父、母）又はその他の法定代理人が行い、申込みは募集要項に定めた手続きにより、入会金及び当該年会費を添える。

(退会および資格の喪失)

第10条 (1) 19歳になると自動的に会員資格は喪失します
(2) 年会費が未納の場合
(3) 当団体の名誉を傷つける行為があった場合
(4) 当団体が喪失を認めた場合
(5) 本人が退会を希望する場合

第11条 退会の際は入会金および既納の会費は返却しない。

(役員及び理事会)

第12条 本会に次の役員を置く。
委員長 1名 副委員長 1名 事務局（会計）1名 理事 若干名 監査 2名以内
理事会において必要と認めた場合は顧問、特別会員を置くことができる。

第13条 理事会は委員長、副委員長及び理事をもって構成する。
理事会は、総会の招集及び総会に付議すべき議案、その他本会の目的を達成するための重要な事項を決定する。

第14条 理事会は必要に応じ、委員長が招集し、これが議長となる。理事会の決議は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第15条 役員はすべて名誉職とし、その任期は1年とする。任期は、選任された定期総会により就任後第2回目の定期総会終了のときまでとする。ただし、重任を妨げず、補欠選任による。
役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 理事会は本会運営上、分科委員会を設置する場合もある。

(総会)

第 1 7 条 総会は正会員および特別会員をもって構成する。

第 1 8 条 (1) 定期総会は毎年 1 回、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、委員長が招集する。
総会の議長は委員長とする。
(2) 総会は、本会会則の変更及び理事会が総会に付議する必要を認めた事項等を決定する。

第 1 9 条 総会は委任状を含め 5 分の 1 以上の出席を要し、決議は出席過半数をもって決する。
可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会則)

第 2 0 条 会則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

第 2 1 条 本会則は平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

第 2 2 条 本会則は平成 3 1 年 4 月 6 日に改定する。